

令和3年涌谷町議会定例会3月会議（第5日）

令和3年3月12日（金曜日）

議事日程（第5号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第24号 令和3年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第25号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第26号 令和3年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第27号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第28号 令和3年度涌谷町水道事業会計予算

1. 議案第29号 令和3年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第30号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第31号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第32号 令和3年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 議案第33号 工事請負変更契約の締結について

1. 議案第34号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）

1. 常任委員会所管事務調査中間報告

1. 請願・陳情審査報告

1. 議発第 1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議発第 2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則

1. 議発第 3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

1. 議発第 4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について

1. 議発第 5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について

1. 議発第 6号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の提出について

追加日程第1号

1. 議発第 7号 社会福祉法人涌谷みぎわ会への指導監査に関する意見書の提出について

1. 請願・陳情

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	湧澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課参事兼課長	渡辺 信明 君	総務課参事兼新型コロナウイルス感染症対策室長	今野 博行 君
企画財政課参事兼課長	高橋 貢 君	まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱	大崎 俊一 君
税 務 課 長	高橋 由香子 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉センター病院事務長	吉名 正彦 君
町民医療福祉センター総務管理課長	紺野 哲 君	町民医療福祉センター福祉課参事兼課長	牛渡 俊元 君
町民医療福祉センター子育て支援室長	木村 智香子 君	町民医療福祉センター健康課参事兼課長	浅野 孝典 君
農林振興課参事兼課長兼農業委員会事務局長	熊谷 健一 君	建設課長兼建設班長事務取扱	小野 伸二 君
上下水道課参事兼課長	平 茂和 君	会計管理者兼会計課長	木村 敬 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	教育委員会教育長	佐々木 一彦 君
教育総務課長兼給食センター所長	熱海 潤 君	生涯学習課参事兼課長	佐々木 健一 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	荒木 達也	総 務 班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会の審議、大変ご苦労さまでした。

久委員長には心より感謝を申し上げます。

ただいまから本会議を開会いたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。



◎議案第24号から議案第32号の委員長報告に対する質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第24号 令和3年度涌谷町一般会計予算から日程第9、議案第32号 令和3年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会久委員長から審査結果の報告を求めます。

委員長。

○予算審査特別委員会委員長（久 勉君） それでは、審査の結果をご報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第24号 令和3年度涌谷町一般会計予算から議案第32号 令和3年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告いたします。

以上です。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございました。

ただいまの予算審査特別委員会久委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、各会計ごとの討論は予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。9番杉浦謙一君、賛成ですか、反対ですか。（「反対」の声あり）そのほか、（「反対です」の声あり）（「一括ですので会計で反対のと賛成のとあります」の声あり）会計ごとね。じゃ、杉浦さんから、9番。

○9番（杉浦謙一君） 議案24号 令和3年度涌谷町一般会計予算について反対討論を行います。

保健衛生費の中、放射能汚染廃棄物対策経費の汚染稲わら処分委託料3,255万3,000円、前処理施設設備工事に

3,368万3,000円計上されております。以前から私は、この事業に反対の立場を主張してまいりました。

今議会の予算質疑で8,000ベクレル以下の稲わらから8,000ベクレル以上のものが出てきたとありました。いかにいい加減な測定なのか、それとも事務執行の問題なのかは分かりませんが、非常に重大な問題だと考えております。

美里町で同様な事例があったわけでありますが、隣の市では聞いたことのない事務執行が行われているのではないかと考えてしまいます。

いずれにしても、低線量被曝を心配する町民の方、今後の子供たちの健康被害を考えれば、決して受け入れ難いものだと考えております。

よって、議案第24号 令和3年度涌谷町一般会計予算に反対し、討論いたします。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） それでは続けて、議案第24号 一般会計予算に対する反対討論を行います。

これまでいろいろな方向から放射能汚染廃棄物の焼却反対の主張を申し上げてまいりましたが、一向に考えている方向には進みません。

以前、一般質問で低線量被曝が0.01%の影響を与えるということを申し上げましたが、それは涌谷町でいえば1.5人に相当し、現実には2人に影響するんだと申しました。チェルノブイリでの研究もそれを裏づけているのです。

これに賛成するという事は、この2人の影響はしようがないんだということなんだろうなという理解の仕方になります。私は自分の身内や知り合いでなくても、そういう犠牲者は見たくはないし、それでよいとは思いません。一人でも犠牲になる人を望みません。

根本的な考え方が間違っているのは、環境省の施策です。せっかく集めた除染土を再利用する。ましてその土壌で野菜の栽培実験をしている。この稲わらの混焼と同じ構図です。このような間違っただけには真っ正面から反対の主張をしていかないと、どこまでも間違いの連鎖が続きます。この主張は揺るぎないものですし、一貫して訴えていくものです。望まない被曝はするべきではないので、この予算には反対しか選択肢はないので反対討論いたします。

○議長（後藤洋一君） 8番。一括ですよ、一括討論。

○8番（久 勉君） いや、一括と言いましたけど、反対は一般会計予算、賛成は次の国民健康保険事業勘定特別会計予算は賛成します。

内容ですが、一般質問でも申し上げたんですが、この予算書の個々項目について反対ということではなくて、考え方といいますか、例えば一般質問でも申し上げましたとおり、町長の原点というのは、私はやっぱり所信表明だと思うんですよ。元年の6月の所信表明の要旨、これと施政方針を照らし合わせて、なかなか一致しないといいますか、といいますのは、令和3年度の施政方針で令和2年度と同じことを書いている文言が11か所ございます。これは町長の5項目、その中で特に申し上げたのは人材育成、若者定住、教育環境、歴史遺産、この項目が今年度の予算にどう反映されていくのかというのは全然見えません。何をあと2年で仕上げていかなきゃいけないわけですから、そういったことをきちんと盛り込んだ予算をつくってほしかった。

特に残念なのは、コロナのせいでいろんなことができなくなっています、確かに。質問の中にもありましたけ

ど、観光物産協会への補助金約1,000万円、それをもう観光物産協会のほうから桜まつりは中止しますと。それの質問者に対しての担当課長の答弁は、非常事態だからお金は返すと。しかし、今までやろうとしてできなかったことを、観光行政でできなかったこととか、そういったのにこの際だから振り替えようとか、そういう意識が全然ない。はなから中止になったらお金を返して終わり。それは前の議会でも言ったんですけど、いろんなお祭りとかやめて職員のお祭りに割かれるエネルギーは随分余っているという言い方はおかしいですけど、そういったのをほかに向けるという工夫が見られないでとても残念です。

それから、11か所同じと言いましたけど、あえて言わせてもらいますけど、施政方針の20ページ、「自治会未結成の10行政区におきましては早期の結成に向け積極的に支援してまいります」と。これは去年も同じ言葉ですよ。決算議会でまたなると思いますが、じゃ、前年度と違いますか、今年度、まだ終わっていないですけど、積極的に支援してまいりますとうたっていて1か所も増えていないというのは、ただ私は行政がぎりぎりつくれつくれというものではないと思います、その自治会というのは。そういうことからすれば、ここの中に入れなくてもいいんでないのかなという考え方もあろうかと思いますが、やっぱり入れている以上は、それはやらなきゃいけないと思うんですけど、それができていないというのはどう考えていくのか。そういったことを希望も願望と、こうしたらいいんでないのかなというのも含めて考えていただきたいと思います。

特に3月末で退職なさる課長さん方がおられるようなんですけど、副町長も3月末で県庁に戻られるということで、皆さんが課長さん方、長い間、ご苦労さまでしたと言いたいと思います。

ただ、次の引き継ぐことをきちんと自分たちがやろうと思ってできなかったこと、こうすればよかったなと思っていたんだけど自分はできなかったけど、ぜひ次はやってほしいというものを次の方たちにきちんと引き継ぎしていただきたいと思います。

それから、国民健康保険事業の特別会計のほうですが、これは前回同様、均等割の軽減ということで、コロナで収入が減ったり、あるいは離職というんですか、そういった世帯もあろうかと思いますが、そういった方々への温かい手といいますか、聞けば宮城県では美里町と涌谷町だけと、そういった措置をしているところがですね。やはりこういうのは町民の方の生活をきちんとその人たちの状況を見て措置されるということは、大変素晴らしいことだと思いますし、あるいは、人間ドックの拡大といいますか、節目健診の対象年齢者を増やしたということは、やはり予防ということからすれば、早いうちに病気を発見すれば、それだけ医療費の軽減にもつながることですから、今後とも更にそういうことも含めて病院と一緒に、やはり国保病院という名前がついている病院ですので、国保会計のほうで病院に応援できることは積極的に応援していただき、今まで以上の成果を上げていただきたいと思います。それで賛成討論といたします。

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号 令和3年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第24号 令和3年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第25号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第26号 令和3年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第26号 令和3年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第27号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第27号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第28号 令和3年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第28号 令和3年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第29号 令和3年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第29号 令和3年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第30号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第30号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第31号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第31号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号 令和3年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第32号 令和3年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第33号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第33号の提案の理由を申し上げます。

本案は、元災第43010・43011・43012号平沢線道路災害復旧工事（その2）につきまして、岩見銀山建設株式会社宮城支店と契約額4,785万円で契約を締結していたところでございますが、令和3年2月22日に601万8,100円増の5,386万8,100円で仮契約を締結いたしましたので、その契約の変更について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長兼建設班長事務取扱（小野伸二君） 追加議案書1ページをお開き願います。

議案第33号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

ただいま町長から提案理由を申し上げましたとおり、令和元年東日本台風で被災しました町道平沢線の道路災害復旧工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決を求めるものです。

記

1、契約の目的、元災第43010・43011・43012号平沢線道路災害復旧工事（その2）です。

2、契約金額、変更前4,785万円。変更後5,386万8,100円。

3、契約の相手方、宮城県気仙沼市田中前2丁目2-7。石見銀山建設株式会社宮城支店、支店長樋ヶ啓二です。

本工事につきましては、令和2年6月会議で工事請負契約の締結について報告をしております。変更の主な内容ですが、のり面が崩壊し土砂が道路に覆いかぶさり、その土砂を撤去した際に出た立木の処分費用が増えたことによるものでございます。

本工事につきましては、公共土木施設災害復旧事業で実施しており、災害査定においては、崩落土砂が覆いかぶさった箇所の土量、数量につきましては概算数量でお認めをいただきました。当初設計においてもそのお認めいただいた数量にて発注しております。工事で実際に土砂を撤去した際に立木も含まれており一旦仮置きし、土砂と立木を分別し、処理、処分いたしました。処理した土砂の数量は減りましたが、立木の量が多く処分費用が増え増額となったものでございます。

また、工期につきましては、6月会議の報告時点では令和2年10月30日までと報告しておりましたが、成沢地内に建設中の大規模太陽光発電所へのケーブル管理設工事との調整や降雪等により工期を延期したことにより、現在は令和3年3月26日までとなっております。

予算につきましては、令和元年度明許繰越の公共土木施設災害復旧費で対応いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議案第34号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第34号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億5,476万2,000円を増額し、総額を67億8,567万円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を見込みにより増減いたし、県支出金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金を増額いたし、繰入金におきましては、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金繰入金の利子補給の財源として見込みにより増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目における新型コロナウイルス感染症対策及び各支援に係る経費を見込みにより増減いたそうとするものでございます。

そのうち衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種を万全な体制で取り組んでいけるよう所要の経費を増減いたし、国、県、医師会と相互連携を図りながら順次接種を行っていくものでございます。

このワクチン接種につきましては、接種体制構築に向けた準備を進めておりますが、日々状況が変わっており

ますので、正確な情報提供ができるよう徹底してまいります。

また、商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた町内事業者の資金繰りを円滑にするため、引き続き借入利子の全額を補給するとともに、中小企業振興資金の融資枠を拡大いたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 担当課長から順次説明願います。総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、大変申し訳ございませんでした。

令和3年度一般会計補正予算（第1号）でございます。18ページ、19ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。1の一般職総括につきましては、正職員、それから会計年度任用職員合わせたものとなっております。

次のページ、ア会計年度任用職員以外の職員、正職員分でございます。今回給与費で職員手当250万円の増となるものでございます。内訳といたしましては、コロナワクチン接種に係る時間外手当等で250万円の増となるものでございます。

次のページ、20ページでございます。イ会計年度任用職員でございますが、職員数で11名、報酬で1,234万4,000円、職員手当で47万8,000円、合わせまして1,282万2,000円の増となるものでございます。これらにつきましても、今回のコロナワクチン接種に係る会計年度任用職員等の増により、それぞれ増となるものでございます。

それでは、議案書の3ページのほうにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 第2表債務負担行為補正でございます。今回債務負担行為の追加といたしまして新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者を支援するための涌谷町中小企業振興資金融資に係る利子補給を行うものでございます。期間といたしましては、令和4年度から償還期間満了までとなっております。限度額といたしましては、中小企業振興資金支払利息の減額となっております。

6ページ、7ページをお開きください。歳入となります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、歳入になります。

16款国庫支出金1項2目1節保健衛生費負担金①新型コロナウイルスワクチン負担金591万9,000円の減額につきましては、16歳未満1,300人の接種を除く分として減額するものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 同じく2項1目総務費国庫補助金⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,538万6,000円の増でございますが、今回国の補正予算を受けまして内示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。今回各課において歳出で説明いたします18事業に充てることとされております。詳しくは資料4の事業内容をご覧くださいと思います。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2目民生費国庫補助金6節児童福祉費補助金⑥子ども・子育て支援交付金460万円の増額と、次の17節保育対策総合支援事業費補助金85万円の増額につきましては、歳出でご説明いたしますコロナ感染症予防対策事業に係る補助金です。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 3目1節保健衛生費補助金⑬新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金3,334万5,000円の増額につきましては、集団接種を行うための体制構築に係る経費と

なるものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 17款県支出金2項5目2節②新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金1,900万円の増をお願いするものです。同額を商工振興対策費経費中、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援金給付補助金に充当するものです。

続きまして、20款繰入金2項19目1節①新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援基金繰入金250万円につきましては、同額を商工振興対策経費中、中小企業振興資金貸付利子補給補助金に充当しようとするものです。

22款諸収入、次のページ、8ページ、9ページになります、3項4目1節③中小企業振興資金原資預託金元利収入1,500万円の増をお願いするものです。こちらにつきましても同額を商工振興対策経費中、中小企業振興資金融資原資預託金の返戻を充てるものとなります。事業の詳細につきましては、それぞれ歳出で説明いたします。歳入は以上となります。

続きまして、歳出になります。10ページ、11ページをお開きください。

○企画財政課参事兼課長（高橋 貢君） 歳出となります。

2款1項5目細目3基金管理経費699万9,000円の増でございます。

24節①ふるさと涌谷創生基金積立金に今回の補正予算案の編成を踏まえまして、今後の事務事業推進の経費とするため、699万9,000円を積み立てるものでございます。

本補正予算案可決後のふるさと涌谷創生基金の残高につきましては、1億2,705万8,000円となるものでございます。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 3款民生費2項1目細目7子育て支援経費は、子育て支援室で実施しております利用者支援事業、次の細目9は子育て応援団事業での感染症予防対策消耗品費を計上いたすもので、定例会資料の項目はNo.1となります。どちらも財源の3分の2に子ども・子育て支援交付金、3分の1に地方創生臨時交付金を充てるものです。

細目11、19①扶助費未来のわくやっ子応援給付金877万円の増額は資料No.3の事業で、令和2年度から継続して実施いたすもので、感染症予防の観点から妊娠中の方に3万円、新生児に7万円の給付をいたします。なお、管内大崎市、美里町、色麻町、加美町に確認しましたところ、継続はしない見込みとのことでした。

細目12、感染症対策支援事業費12①感染症対策保育士増員委託料491万7,000円は、資料No.4の事業で、さくらんぼこども園における保育士1名を見込んでおります。現在、4月1日から1名の派遣を受けることで協議しております。

18節④感染症予防対策補助金270万円は、民間保育所で実施している各事業への感染症予防対策補助金となります。保育事業はNo.6で対応し、財源に保育対策総合支援費補助金2分の1、地方創生臨時交付金を2分の1充てるものです。

また、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業は、No.1で対応し、財源に子ども・子育て支援交付金3分の2、地方創生臨時交付金3分の1を充てるものです。

各園への補助金額につきましては、令和2年度は一律1事業50万円でしたが、令和3年度は規模に応じた交付金になります。

19①わくや地域子育て応援団利用給付費30万円の増額は、資料No.2の事業で、利用料を扶助費として給付するものです。

5目児童福祉施設費細目3放課後児童クラブ感染症対策経費10節②、次のページにわたりますが、消耗品費240万円の増額は、各クラブの感染症予防対策消耗品費となります。

13節自動車借上料46万2,000円の増額は、資料No.5の事業となります。月将館小学校の杉の子放課後児童クラブにおいて、令和3年度利用児童が多く、密を避けるために高学年をわくわくスマイル放課後児童クラブでお預かりするためのタクシーで送る経費となります。

6目保育所費細目4感染症対策経費10②消耗品費110万円の増額は、さくらんぼこども園での各事業に対する感染症予防対策消耗品費で、保育事業は資料No.6、利用者支援事業延長保育事業は資料No.1となります。

続いて、4款衛生費になります。1項1目細目3母子保健事業費10の②消耗品費90万円の増額は、健康課で実施しております利用者支援事業、新生児全戸訪問事業、養育支援事業の各事業における感染症予防対策消耗品費を計上しております。資料はNo.1となります。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次、2目予防費細目3感染症対策経費2,742万6,000円の増額をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施につきましては、2月16日付で厚生労働省大臣から市町村への指示を受けました。指示の対象者としては、地域内に居住する16歳以上の者とされ、期間につきましては令和3年2月17日から令和4年2月28日までとされております。この指示、通知により個別接種と集団接種を行うための予算調整をお願いするものでございます。集団接種につきましては、医師会の先生方からワクチン接種時の副反応、アナフィラキシーショック時のバックアップ対応を考えた場所がよいということから、医療福祉センター研修ホールを集団接種の会場と考えての予算計上をお願いするものでございます。集団接種の回数につきましては、現段階では5月連休後から令和4年2月までの約60回を計画予定とするものでございます。

1節報酬から4節共済費、飛びまして8節旅費まで電話予約等の対応や集団接種時での受付、誘導等のための会計年度任用職員の人件費分となります。

戻りまして、7節報償費1,496万2,000円は、まず初めに、事故調査委員謝礼は新型コロナウイルスワクチン接種により副反応による健康被害が発生した場合につきましては、国が救済給付を行うこととされております。その際、市町村長は健康被害の調査委員会を設置することが求められており、その謝礼として50万円、集団接種に係る医師、看護師への謝礼として1,446万2,000円を措置するものでございます。

10節需用費505万円につきましては、消耗品費でのディスポガウン、手袋、フェースガード等、感染予防のための衛生材料、各種広報用の印刷製本費を措置いたし、11節役務費371万7,000円は、予防接種のための専用電話回線の設置、電話使用料、町民へのお知らせ通知等の経費となるものでございます。

12節委託料は836万1,000円の減額をするものでございます。内訳といたしましては、ワクチン接種記録システム改修委託料300万円につきましては、マイナンバー情報を活用し、ワクチン接種歴の確認、問合せを行えるようにするための改修経費、14ページ、15ページになります。電話予約システム構築委託料500万円は、インターネットや携帯電話からのLINEによる予約を可能とするシステムの活用、人材派遣等委託料322万円は、国保病院の医師、看護師等の派遣やワクチン管理経費、感染症廃棄物の処分等の委託料、新型コロナウイルスワク

チン予防接種委託料1,958万1,000円の減額につきましては、16歳未満と集団接種で行う分を減額するもの、13節使用料及び賃借料は100万円の措置で、パソコンリース料電話予約システムでの使用、あと予約システム使用料はライセンスの使用料、自動車借上料は郡医師会の先生や看護師の送迎としての措置、17節備品購入費300万円につきましては、集団設置会場で使用いたします非接触型体温測定装置のサーモカメラ2台とワクチン管理用冷蔵庫、衝立等を予定するものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） それでは、7款商工費になります。初めに、今回補正する事業の内容につきまして説明いたしますので、議会資料4の1ページをご覧ください。7番、第3期涌谷町事業者継続支援金につきましては、今年1月から3月のうち、1か月の売上げが前々年と比較し、20%以上減少した事業者へ、1事業者当たり10万円を補助し、事業の継続を支援しようとするものです。

補助金につきましては、県の補助金を事務費、振込手数料になりますが振込手数料につきましては国の交付金を充てております。

一つ飛びます。次のページ、9番、観光客誘客事業所支援事業につきましては、令和2年度で実施しました宿泊者及び観光施設の入館料に対し、半額を補助し、観光客誘客の一助にしようとするものでございます。対象は研修館、天平ろまん館、あんだあもとなります。

戻りまして、8番、そして、ずっと2ページ目の10番、11番につきましては、中小企業振興資金融資の拡充策となります。町内の中小企業者の資金繰りを円滑にするため、中小企業振興資金預託金を1,500万円増資、融資枠をその10倍の1億5,000万円にした上で、令和2年度で実施しました中小企業振興資金の利子の全額を補給するとともに、後年度以降の財源として基金を1,750万円積み増しいたします。

それと併せまして、その融資に係ります保証料補給補助金を一般財源から国の交付金に振り替えるものとなります。

12番、備品用貸出しによるイベント支援事業につきましては、コロナ禍で感染症対策を取ったイベントの支援を行うため、サーモグラフィーカメラシステム等を購入し、地域イベント等に貸出しをすることでウィズコロナとして少しでも安心してイベントが行えるよう支援するものであります。

予算書に戻ります。細目1、商工業対策振興経費11節②手数料2万1,000円につきましては、第3期涌谷町中小企業者継続支援金に係る振込手数料となります。

18節④補助交付金第3期涌谷町事業者継続支援金は、歳入の県支出金と同額の1,900万円、中小企業振興資金利子補給補助金は、歳入の基金繰入金と同額の250万円、観光客誘客事業者支援補助金は600万円を計上するものです。

20節①貸付金は中小企業振興資金原資預託金1,500万円を町内金融機関3行に預託するものです。

細目3基金管理経費24①基金積立金1,750万円につきましては、当年度以降の利子補給の財源として増額をお願いするものです。

3目1観光振興対策経費17節①備品購入につきましては、貸出しを行うイベント備品を購入するため、175万円をお願いするものです。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 10款教育費になります。16、17ページをお開き願います。

1項2目細目4遠距離通学対策経費12節①委託料スクールバス運行委託料1,527万円につきましては、令和2

年度同様、スクールバスの乗車人数が多い路線についてバスを増便し、密状態を解消しようとするものです。

追加資料は2ページの13番となります。

細目7わくや子どもの心のケアハウス運営事業経費10節②消耗品10万円は、ケアハウスの消毒除菌に係る消耗品を購入する費用をお願いするものです。追加資料は2ページ、14番となります。

細目9感染症対策経費1節⑩会計年度任用職員報酬819万9,000円と、8節⑩会計年度任用職員費用弁償38万4,000円は、幼稚園、学校の運営に当たり、3密対策のためのスタッフを増員しようとするものです。こちらは追加資料3ページ、17番となります。

10節②消耗品費450万円は、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策用品を購入する費用と図書などを購入させていただこうと考えております。

追加資料3ページ、15、16番となります。

18節④補助交付金修学旅行等補助金456万4,000円は、令和2年度と同様に修学旅行等において密を避けるためのバスの増便や中止、キャンセルとなった場合、補助し、保護者の負担を軽減しようとするものです。

追加資料3ページ、19番となります。

4項1目細目6幼稚園感染症対策経費10節②消耗品200万円は、幼稚園の消毒除菌に係る消耗品を購入する費用をお願いするものです。

17節備品購入費新型コロナウイルス感染症対策用備品購入費50万円は、涌谷南幼稚園において、新年度は預かり園児の数が増え密を避けるため、昼寝の際にも保育室を使用することから手狭になってしまうことから、衛生用品を格納する倉庫を購入させていただこうとするものです。

追加資料3ページ18番となります。

7節預かり保育事業対策経費10節②消耗品90万円は、預かり保育の消毒除菌等に係る消耗品などを購入する費用をお願いするものです。終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。3番。

○3番（竹中弘光君） 15ページの商工費のことで確認させてください。補助交付金で新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金給付、その中で資料の中に7番で、1か月の売上げが同月比20%減少した部分に関して10万円払うとここに説明がありますが、令和3年の1月から3月、これは1か月ごとに20%下がってれば1か月ごとに出すのか、それとも3か月の中にその部分が20%下がって10万円出すのか、その点、どうなんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） それではお答えさせていただきます。3か月のうち、一月でも落ちていれば10万円ということで給付させていただきます。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） そういう形で今確認したんですけども、私もこの中で1か月ずつ3か月分もらえるのかなと一瞬思った部分もありますけども、あくまでもその中で10万円だよという解釈でございますね。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第34号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎常任委員会所管事務調査中間報告

○議長（後藤洋一君） 日程第12、常任委員会所管事務調査中間報告、ここで教育厚生常任委員会所管事務調査における中間報告を行います。

教育厚生常任委員会久委員長、報告願います。

○教育厚生常任委員長（久 勉君） 議長、中間報告でなくて調査結果の報告でないですか。今、中間報告と言われたけど。中間報告もありますけど、先に付託された件に関してご報告申し上げます。

お手元に陳情審査報告書というのが配付されていると思いますが、（1）から（4）まで件名はそこに書いてありますので朗読は省略させていただきます。お目通しいただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時09分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

○教育厚生常任委員長（久 勉君） お手元に配付されていると思いますので、調査事件、調査目的等は省略させていただきます。裏面に行きまして、テーマ、調査結果等はそこに記載のとおりであります。

調査結果及び意見

（１）空き家対策の業務は、まちづくり推進課で担当すべき。

このことは、総合計画にもありますとおり、定住対策として考えてやるべきでないかということで、そうすれば、やはりまちづくり推進課が妥当ではないかということです。

（２）笹岳山線の道路、葬祭場までの途中約320メートルでございますが、大崎地域広域行政事務組合と協議し拡幅すべきではないか。また、財源としてはゴルフ場利用税交付金、大体今1,100万円ぐらい入っていますが、それを充てるべきでないか。といいますのは、大崎地域広域行政事務組合で新しい斎場を大崎市に建設しようとしています。そこに道路がないために化女沼の方からと4号線の方と道路を整備して完成したら市の方に移管するということですので、その金を全部各市町村の負担金等で行うのはどうかということでこの前、施設課長とちょっと話をしてきました。さらに、町としてそういうことができるのであれば、町の道路にも広域のお金を幾らか負担してもいいんでないかということです。

（３）国民健康保険病院事業への貸付金の処理ですが、不良債務が出ない方法を取ることができないかということで、これは昨年監査委員の指摘もありますように、方法論で何とか処理していただきたいということ。

（４）パークゴルフ場を公の施設とした上で水道、電気、トイレを整備し、使用料を徴収すべき。これは使用料を取ることが目的ではなく、現在、皆様ご存じのとおり、パークゴルフ場、それからテニスコート、サッカーコート、いずれも明文化されていません。町が、誕生のいきさつは愛好者から土地を貸してくれないかという、そういう自分たちでやるということでの誕生したときのいきさつはありますが、それはそれとして、やはりきちんとしていくべきだと思います。先には愛好者の方から水道が不便であるとか、電気もちゃんとしてほしいという要望もありますので、そういったことをかなえてあげれば、公の施設として、やはり財政非常事態と言っているような手数料とか上げているんですけど、そういったの一助にもなるんでないかと思いますのでご検討いただきたい。

役場全体の需用費、消耗品等について町内か町外が支出割合が分かるような財政会計システム、これは前にも質問いたしましたけど、涌谷は町の一大産業なはずで、特別会計まで入れれば百数十億の予算を持っているわけですから、できるだけそのお金が町内に回るように、それが負担行為1枚1枚開かなければ町内か町外が計算できないということじゃなくて、会計システムの中に町内と1項目入れることができれば計算が簡単にできると思いますので、そのことをご検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。ただいま報告があった委員長の報告内容につきましては、議会として町長に対し提言書として提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。11番。

○11番（大泉 治君） 委員会報告そのものが途中、何か運営上の議事日程に突然入ってきて、それから議会全体の考え方というのは、全協でも話し合いがありましたけれども、突然出されてそれぞれの調査、そういったところもまだ不十分の中で議会としての提言にするのは、調査報告の意見であって、まだそこまでいくのは時期尚早だというふうに。また、たまたま委員会が違いますから私どもはその辺については一つも検討しておらない

ので、時期尚早だというふうに思います。

○議長（後藤洋一君） 今、質問ありましたけど、この点に関して何かございませんか。時期尚早という意見もありましたけれども、提言書として出すことに対して議会としてどうか、その件に関しては。もう一度、どうしますか。昨日はそういう話をしたというふうに私は理解しているんですが、今、11番から。

12番。

○12番（大友啓一君） この件に関して、総務建設ではこのことに関しては昨日聞いたばかりで、そういう意見も集約しておりませんので、このそのものは教育厚生委員会の独自の提言であれば、それは通ると思いますけれども、そこをちょっと皆さんに聴いてください。

○議長（後藤洋一君） 今、12番からありましたけれども、教育厚生委員会として出すということによろしいですか。

じゃ、追って議長の判断で時期尚早ということで後で協議したいと思います。

議長のほうにお任せください。



◎請願・陳情審査報告

○議長（後藤洋一君） 日程第13、請願・陳情審査報告。

かねて教育厚生常任委員会に付託しておりました令和2年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の採択を求める陳情の提出について、令和2年陳情第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の採択を求める陳情書の提出について、令和2年陳情第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の採択を求める陳情書の提出について、令和2年陳情第6号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の採択を求める陳情書の提出について、以上の4件について議題といたします。

教育厚生常任委員会久委員長、報告願います。

○教育厚生常任委員会委員長（久 勉君）

涌委第80号

令和3年2月26日

涌谷町議会議長 後藤洋一 殿

教育厚生常任委員会 委員長 久 勉

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

- 1 受理番号 (1) 令和2年陳情第3号
- (2) 令和2年陳情第4号

(3) 令和2年陳情第5号

(4) 令和2年陳情第6号

2 付託年月日 平成2年12月3日

3 件 名

(1) 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書の提出について

(2) 「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書採択を求める陳情書の提出について

(3) 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について

(4) 「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について

4 審査の結果 採択とすべきもの

ただいま議長のほうから各件名についてはお話しありましたので、受理番号から付託年月日、それから件名4か件について省略させていただきます。

審査の結果、採択すべきものとなりました。

裏面に行っていただいて調査内容ということですけど、委員会の意見。

7 委員会の意見

今回の陳情は、高齢化が進む中で、看護師や介護従事者などの賃金水準引上げ等処遇改善により、人材確保及び離職防止対策を確立することを求めるものである。

第五次涌谷町総合計画では地域医療の充実に関する方針を示しており、国民健康保険病院の運営体制の充実を図るとしている。

また、国民健康保険病院は当町の地域包括医療ケアシステム推進における要の役割も担っているが、その体制維持には人材確保も重要な課題である。

現場での人員不足は医療、介護の質や安全性にも影響を及ぼしかねない問題であるが、高齢化が進み、当町のみならず全国的に医療、介護の現場でマンパワーが不足している状況で、町独自の施策により人材を確保するには難しい面もあることから、国に対し、看護師や介護従事者の処遇改善、離職防止対策など、人材確保に関する要請を行うもの。

以上です。

○議長（後藤洋一君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

令和2年陳情第3号から陳情第6号まで採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、令和2年陳情第3号から陳情第6号まで委員長報告のとおり採択と決しました。



◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第14、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の1ページをお開きください。朗読いたします。

議発第1号

令和3年3月12日

涌谷町議会議長 後藤洋一殿

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉	浦 謙 一
賛成者	同	伊	藤 雅 一
賛成者	同	稲	葉 定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大	友 啓 一

別紙

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

財政再建計画の経費の見直しの項目の内、特別職人件費の削減の一環として、議会としても引き続き議員報酬の5%削減を行い財政改革を進め、行財政の健全化に努めなければならないと考えるものである。

○議長（後藤洋一君） 以上で朗読は終わりました。

提出者の趣旨説明を求めます。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） ただいま上程されました議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、ただいま事務局職員が朗読したとおりでご理解いただけるかと存じますが、財政再建計画の経費の見直し項目のうち、特別職人件費の削減の一環として、議会としても引き続き議員報酬の5%削減を行い財政改革を進め、行財政の健全化に努めなければならないと考えるものです。以上です。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第15、議発第2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の5ページをお開きください。

議発第2号

令和3年3月12日

涌谷町議会議長 後藤洋一殿

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦	謙一
賛成者	同	伊藤	雅一
賛成者	同	稲葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大友	啓一

涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

欠席の届け出について、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間

を規定するもの。

請願書の記載事項について、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるもの。

以上です。

○議長（後藤洋一君） これより提出者の趣旨説明を求めます。（「説明省略」の声あり）

説明省略ということで、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。



◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第16、議発第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の9ページをお開きください。朗読いたします。

議発第3号

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について
標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年3月12日

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦	謙一
賛成者	同	伊藤	雅一
賛成者	同	稲葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大友	啓一

涌谷町議会議長 後藤洋一殿

別紙

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げた。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がった。

この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題である。

これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減がある。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MARS、そして今回の新型コロナウイルスと新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかである。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして、新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。

よって、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請する。

記

- 1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- 2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- 4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月12日

宮城県涌谷町議会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） ただいまの朗読をもって趣旨は理解したものと判断し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎議発第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第17、議発第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局総務班長（金山みどり君） 11ページをお開きください。朗読いたします。

議発第4号

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年3月12日

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦	謙一
賛成者	同	伊藤	雅一
賛成者	同	稲葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大友	啓一

涌谷町議会議員 後藤洋一殿

別紙

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算した。

しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いている。

日本医労連が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」（全国の看護職員3万3,000人の集計）では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割、3人に一人が切迫流産で流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなった。

このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が75.2%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%と言う結果となっている。

「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じライセンスでありながら働く地域によって初任給の格差が月額8万円にも及ぶ地域間格差が指摘できる。

本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきであるが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引きあがらず、看護師の地域偏在や離職等増を引き起こしている。

医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。

このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国・宮城県に要望する。

記

1 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月12日

宮城県涌谷町議会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

宮城県知事 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） ただいまの朗読をもって趣旨は理解したものと判断し、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎議発第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第18、議発第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局主事（高泉直季君） 議員提出議案13ページをお開きください。朗読いたします。

議発第5号

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出について
標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年3月12日

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦	謙一
賛成者	同	伊藤	雅一
賛成者	同	稲葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大友	啓一

涌谷町議会議長 後藤洋一殿

別紙

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書（案）

高齢化が進む中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。全国医療労働組合連合会が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」（2014年）では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約10万円も低くなっている。

介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」（44.7%）、「仕事が忙しすぎる」（36.9%）、「体力が続かない」（30.1%）」となっている。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。

「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善しておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっている。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきで

ある。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしている。

介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国、宮城県に要望する。

記

1 介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月12日

宮城県涌谷町議会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財 務 大 臣 殿

宮 城 県 知 事 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） ただいまの朗読をもって趣旨は理解したものと判断し、これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎議発第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第19、議発第6号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。

○事務局主事（高泉直季君） 議員提出議案の15ページをお開きください。朗読いたします。

議発第6号

介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年3月12日

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉	浦 謙 一
賛成者	同	伊	藤 雅 一
賛成者	同	稲	葉 定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大	友 啓 一

涌谷町議会議長 後 藤 洋 一殿

別紙

介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書（案）

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。2018年5月に厚生労働省が公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」によれば、介護人材の需給ギャップは2025年度末には約34万人に及んでいる。また、供給見込みは、2015年に同省が実施した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計について」よりも4万人も減っており、介護人材の供給（人材確保）が推計通りに進んでいないということが読み取れる。

介護人材の不足は、地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっている。

これまで、政府は数次にわたって人材確保対策として処遇改善を実施してきた。しかし、平成29年度介護従事者処遇状況等調査では、「給与表の改定」を行った事業所は2割にとどまっており、現行の処遇改善策だけでは介護従事者全体の賃金水準を引き上げる効果は不十分となっていることが結果となって表れている。

また、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」でも指摘されているように、介護労働者の人材確保・離職防止をすすめていく上で「労働環境の整備」が重要である。

指針では、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国（政府）自身に求めている。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしているという状況があるにもかかわらず、本格的に職員配置のあり方について議論された経過はない。

実効性のある介護の人材確保・離職防止対策を確立するためには、介護従事者の勤務環境と処遇の両方の抜本的な改善が必要不可欠である。また、それを実現するためには介護報酬の引き上げが欠かせない。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

介護労働者の勤務環境及び処遇の改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するために、下記の事項について

国、宮城県に要望する。

記

- 1 介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じること。その際、賃金水準引き上げの実効性を確保するために「ベースアップ」を要件とすること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。
- 2 介護保険施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して一人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して一人以上」に引き上げること。夜間の人員配置要件を改善し、一人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月12日

宮城県涌谷町議会

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

宮城県知事 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） ただいまの朗読をもって趣旨は理解したものと判断し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第6号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号 介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第20、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

令和2年陳情第9号 女川原発再稼働を求める宮城県決議への反対表明を求める陳情書については、配付とい

たしましたのでご了承願います。

令和3年請願第1号 社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園の透明化を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

令和3年請願第1号については、会議規則第85条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。この採決は起立によって行います。

令和3年請願第1号 社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園の透明化を求める意見書提出に関する請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。したがって、令和3年請願第1号 社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園の透明化を求める意見書提出に関する請願書は採択することに決しました。

◇

◎日程の追加について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

本日、請願・陳情で採択となった令和3年請願第1号 社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園の透明化を求める意見書提出に関する請願書に関し、議発第7号 社会福祉法人涌谷みぎわ会への指導監査に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。議発第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時57分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

◎追加日程第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第1、議発第7号 社会福祉法人涌谷みぎわ会への指導監査に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出追加議案の1ページをお開きください。朗読いたします。

議発第7号

社会福祉法人涌谷みぎわ会への行政指導監査に関する意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出します。

令和3年3月12日

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉	浦 謙 一
賛成者	同	伊	藤 雅 一
賛成者	同	稲	葉 定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大	友 啓 一

涌谷町議会議長 後藤洋一殿

別紙

社会福祉法人涌谷みぎわ会への行政指導監査に関する意見書（案）

当町では、これまで待機児童ゼロで安定した保育行政を運営してきたが、昨年11月末に涌谷保育園において保育士の集団退職があり、当町における保育環境が一時的に低下した。

このことで、子供たちの心身への影響が憂慮され、また保護者においては園並びに社会福祉法人への不安と不信感が生じている。

本件の発端は労使間の争議であり、民事に委ねられるべきものであるが、子供の安全を第一に考えるべき保育施設において、このような事態が発生したことは、結果的に子供たちや保護者へ負担をかけることとなり、今後の再発防止への対策を講じることが重要と考える。

よって、涌谷町議会は、宮城県において下記事項について検討実施されることを強く要望する。

記

1 社会福祉法人涌谷みぎわ会に対する継続的な指導監査の実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月12日

宮城県涌谷町議会

宮城県知事 殿

以上です。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明を求めます。8番。

○8番（久 勉君） 昨年来、大変残念なことですけど、例えば全国版で放映されるとか、私も遠方の友人あるい

は先輩、あるいはその親戚の方から大丈夫かと。皆さんも篤とその内容についてはご存じだと思いますので、
よろしくをお願いします。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第7号 社会福祉法人涌谷みぎわ会への指導監査に関する意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第7号 社会福祉法人涌谷みぎわ会への指導監査に関する意見書は原案のとおり可決されました。



◎休会の宣告

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会3月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月13日から12月28日までの291日間を休会としたいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、明日3月13日から12月28日までの291日間を休会とす
ることに決しました。

散会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

3月8日から12日までの9日間について、皆様のご指導、ご協力により無事終了したことについて、心から厚
く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時03分